

「最新情報」

GSAP

2021年09月11日

「所得税関連各種コンプライアンス期限の延長」

納税者が直面している困難さを考慮し、インド政府は2020-21年度につき、1961年所得税法に基づく様々なコンプライアンス期限を延長することを発表しました。

本アラートにおいて該当の変更された期限に関する情報を纏めております。

情報源: CBDT Circular No. 17/2021 F.No. 225/49/2021-ITA-II dated September 9, 2021

2020-21年度に関するコンプライアンス期限の変更

申告書・報告書の種類	対象者	既存の期限	前回通知された変更後の新しい期限	2021年9月9日の通知書により通知された新しい期限
所得税申告書	所得税法またはその他何れかの法律に基づき会計監査を受けることが義務付けられている納税者	2021年10月31日	2021年11月30日	2022年2月15日
	所得税法またはその他何れかの法律に基づき会計監査を受けることが義務付けられているファームのパートナー	2021年10月31日	2021年11月30日	2022年2月15日
	法人(国内および外国法人)	2021年10月31日	2021年11月30日	2022年2月15日
	移転価格証明書(Form 3CEB)を提出しなければならない納税者	2021年11月30日	2021年12月31日	2022年2月28日
	その他の納税者(個人を含む)	2021年7月31日	2021年9月30日	2021年12月31日
税務監査報告書	期限後・修正申告書	2021年12月31日	2022年1月31日	2022年3月31日
	インドの所得税法に基づく税務監査報告書(Form 3CD)を提出しなければならない納税者	2021年9月30日	2021年10月31日	2022年1月15日
移転価格証明書	移転価格証明書(Form 3CEB)を提出しなければならない納税者	2021年10月31日	2021年11月30日	2022年1月31日

- 2020-21年度の所得税申告書の提出期限が延長されているにも関わらず、自己申告納税義務が10万インドルピー超である場合には、納税者には第234A条（遅延申告）に基づく延滞利息を支払うことが義務付けられます。
- 居住高齢者である納税者は、事業や職業からの収入がない場合には、2021年7月31日までに支払った自己申告税は予定納税とみなされます。従って、上記の10万インドルピーの納税義務を計算する際に当該予定納税額が削減されます。

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.